

「需要に応じた米生産」を 円滑に進めるための2つの提案

北海道農民連盟：2016年11月

提案その1

◎都道府県農業再生協議会等が、主体的に主食用米の生産目標等を適正に算出するための『設定基準(仮称)』の提示

提案のポイント

国は、「米穀の基本指針」において全国ベースの「生産数量目標」を示すとともに、都道府県農業再生協議会が主体的に主食用米の生産目標等を適正に算出できるように『設定基準』を設ける。

その上で、農業再生協議会が算出した主食用米の生産目標等について適正に算出されているか検証を行い、必要に応じて助言と指導を行う。

＜主食用米の生産目標等の適正な算出に用いる『設定基準』＞

(1). 『設定基準』の目的

都道府県農業再生協議会等が、主体的に主食用米の生産目標等を適正に算出するための指針として『設定基準』を用いることを目的とする。

(2). 『設定基準』の具体的な例

国が「米穀の基本指針」(参考統計表)で公表している①都道府県毎における年次別の「需給実績」を前提にしながら、②時々の需給や価格形成などの動向を考慮すべき「配慮事項」として記載する。

その上で、都道府県農業再生協議会等は、『設定基準』を指針としながら主食用米の生産目標等を算出する。

＜地域農業再生協議会が算出した主食用米の生産目標等の検証など＞

(3). 国による主食用米の生産目標等の検証、助言及び指導

国は、都道府県等再生協議会が算出した主食用米の生産目標等について、適正に策定されているか検証を行うとともに、不適切と判断した場合、適正に設定するよう助言と指導を行う。

提案その2

◎地域農業再生協議会が行う主食用米の生産目標等(生産調整・面積換算値)の達成の取組みを円滑に推進するための支援事業の創設

提案のポイント

国は、平成30年産以降廃止される「米の直接支払交付金」の予算財源を、主食用米の生産目標等(生産調整・面積換算値)の達成に向けた地域農業再生協議会の取組みを支援するための推進対策費として活用する。

<「主食用米の生産目標等の達成を支援する事業」の具体的な仕組み>

(1). 事業の目的

地域農業再生協議会が策定した主食用米の生産目標等(生産調整・面積換算値)の達成を図るため、地域ぐるみで生産調整の取組みを円滑に推進することを目的とする。

(2). 交付の方法

「産地交付金」に独自の資金枠を設定し、国から都道府県農業再生協議会を経て地域農業再生協議会を通じ生産者を支援する。

(3). 交付の要件

国が検証を行い、適正と認めた主食用米の生産目標等(生産調整・面積換算値)を達成した地域農業再生協議会に対して交付する。

ただし、生産目標等(生産調整・面積換算値)を上回って主食用米を作付した地域農業再生協議会には交付しない。

(4). 活用方法

地域農業再生協議会は、資金枠の範囲内において、自主的な地域裁量に基づいて活用メニューを定め、需要に応じた米生産を支援する。

- ※活用例：①. 需要に応じた米生産を水田フル活用と一体的に推進するため、麦・大豆など戦略作物及び地域振興作物に対して上乗せ交付する
②. 需要に応じた米生産を前提に水田水張り面積を確保する新たな取組みに対して交付する
③. 地域における水田潜在生産力(水田機能)の維持を図るため、田畑輪換などに対して交付する

以上